

平成20年第2回(5月)伊豆市議会臨時会会議録目次

第1号(5月8日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
開議宣告.....	3
議事日程説明.....	3
新市長あいさつ.....	3
議席変更.....	3
議席指定.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
諸般の報告.....	4
常任委員の選任.....	5
伊豆市選挙管理委員の選挙.....	5
伊豆市選挙管理委員補充員の選挙.....	6
議員派遣.....	7
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、承認.....	7
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	12
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	14
閉会宣告.....	16
署名議員.....	17

開会 午前 9時30分

開会宣言

議長（堀江昭二君） ただいまから、平成20年第2回伊豆市議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（堀江昭二君） ただいまの出席議員は26名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（堀江昭二君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めましたので、報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

新市長あいさつ

議長（堀江昭二君） ここで先の市長選挙で当選された、新市長菊地豊市長からあいさつをいただきます。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） おはようございます。菊地豊でございます。

4月25日に、第2代の伊豆市長に就任をさせていただきました。

市長と市議会はそれぞれ立場・役割は異なりますが、ともに主権者である伊豆市民の意思を代表するものでございまして、これから力を合わせて、より元気で活力のある伊豆市を実現するためにご協力いただければと、よろしくお願いを申し上げます。

なお、本日、朝の報道にございましたが、副市長人事につきましては、あえて空席にするということではなく、少し、人選のための時間をちょうだいしたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

所信表明のほうは、6月の定例議会でさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（堀江昭二君） 新市長のあいさつは終わりました。

議席変更

議長（堀江昭二君） 日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回新たに当選された議員の議席に関連して、会議規則第4条第3項の規定により議席の

一部を変更したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

変更する議席は、ただいま着席している議席のとおりとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま着席しているとおり変更することに決定しました。

議席指定

議長（堀江昭二君） 日程第2、議席指定についてを議題といたします。

今回の伊豆市議会議員補欠選挙で当選された議員の議席については、会議規則第4条第2項の規定によって、西島信也議員の議席を1番に、松本覚議員の議席を2番に、森島吉文議員の議席を3番に、稲葉紀男議員の議席を4番にそれぞれ指定いたします。

会議録署名議員の指名

議長（堀江昭二君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、議長において指名いたします。

12番、古見梅子議員、13番、磯晴雄議員を指名いたします。

会期の決定

議長（堀江昭二君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日間限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀江昭二君） 日程第5、諸般の報告を行います。

森良雄議員については、地方自治法第126条の規定により、4月11日に議長に辞職願いが出されました。

閉会中でありましたので、議長において同日付けで、辞職の許可を出しましたので報告を

いたします。

常任委員の選任

議長（堀江昭二君） 日程第6、常任委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

先の伊豆市議会議員補欠選挙で当選された議員の常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました名簿のとおり指名したいと思いません。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、新たに当選された議員の常任委員会は、お手元に配りました名簿のとおり、西島信也議員は福祉文教委員に、松本覚議員は土木水道委員に、森島吉文議員は総務委員に、稲葉紀男議員は福祉文教委員にそれぞれ選任することに決定しました。

伊豆市選挙管理委員の選挙

議長（堀江昭二君） 日程第7、伊豆市選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思いません。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

指名いたします。

伊豆市選挙管理委員に長倉伊豆枝氏、登木口孝雄氏、鈴木延尚氏、佐藤央一氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した4名の方を、伊豆市選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました長倉伊豆枝氏、登木口孝雄氏、鈴木延尚氏、佐藤央一氏、以上の方が伊豆市選挙管理委員会委員に当選されました。

伊豆市選挙管理委員補充員の選挙

議長（堀江昭二君） 日程第8、伊豆市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。に

指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

伊豆市選挙管理委員補充員に、川口嘉明氏、谷口房太郎氏、永岡英章氏、浅田正孝氏、以上の4名を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した4名の方を、伊豆市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました川口嘉明氏、谷口房太郎氏、永岡英章氏、浅田正孝氏、以上の方が、伊豆市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今、議長が指名しました順序にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま指名した順序に決定しました。

議員派遣

議長（堀江昭二君） 日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあります資料のとおり、5月30日、熱海市起雲閣において、伊豆温泉所在5都市議会議員研修会が開催されます。これに全議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認め、資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

議案第50号の上程、説明、質疑、討論、承認

議長（堀江昭二君） 日程第10、議案第50号 専決処分の報告及びその承認について（伊豆市税条例の一部改正）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第50号 専決処分の報告及びその承認について提案理由を申し上げます。

今回専決処分したものについては、地方税法等の一部改正に伴い、伊豆市税条例の一部改正を行ったものでございます。

この改正条例は、7月30日から施行させるもので、地方自治法の規定により専決処分をいたしました。

議案の詳細につきましては、総務部長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 平田秀人君登壇〕

総務部長（平田秀人君） それでは、議案第50号について補足説明をいたします。

議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

まず、20年度の地方税制の改正につきましては、例年年度末をもって可決して、4月1日から施行という形で、関係する市の税条例の改正等を行ってきたところでありますけれども、本年は道路特定財源等の延長審議、これにかかわります、関係する地方税法、この法案も遅れていたところであります。

ご承知のように、4月30日にこれらに関連する法案が可決いたしました。

地方税法にかかわります所得税法の一部改正、並びに地方税法の一部改正ということで、これに準じまして、この伊豆市の税条例を専決にて改正させていただき、今臨時会にて承認を求めべく提案したものでございます。

条例改正は非常に長い文面になっております。お手元の3ページから23ページまでが本文になっておりまして、20ページに及びます。

国の法律等に基づきまして、複雑になっております。

お手元に参考資料として、平成20年度税条例の主な改正点というのをお配りしてあるかと思えます。それを中心にお話をさせていただきます。

その前に今回の主たる改正の主な項目としまして、5項目ございます。

1点目は、個人住民税の寄附金税制の見直し、抜本的な拡充という部分の改正でございます。これは、いわゆるふるさと納税というものが盛り込まれているということでございます。

2点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入でございます。

3点目は、住宅税制の改正によりまして、関連する固定資産税の部分の改正分でございます。

4点目は、証券税制の改正部分ということになっております。

5点目は、公益法人制度改革、この対応にかかります改正ということになっております。

先に新旧対照表で関連する部分ということで、25ページ以降が新旧対照表になっております。ここで、どの部分が該当するということを先に新旧対照表で説明させていただくということで、30ページ、31ページ。この部分は、24条関係、前のページからまいります、寄附金で税額控除に関する部分でございます。

それから、36ページの44条、36ページの上段に44条の2とあります。この部分は、公的年金にかかわる所得の、市民税の特別徴収、これについてうたったものでございます。

それから、47ページ、附則になります第20条関係でございます。この部分からはいわゆる住宅税制これにかかわります、固定資産税の減額措置等の規定を改正したものでございます。

その次の49ページ、一番下段からこれについては、いわゆる証券税制について改正部分をうたいこんだということでございます。

48ページの関係でございます。これについては、住宅関係の省エネ改修を行った住宅にかかわる固定資産税の減額措置の部分が48ページの7項にうたわれているところでございます。

それから、最終ページ。45条関係で、この項目だけではございませんけれども、公益法人制度改革に伴います固定資産税の非課税措置、これについてうたいこんでございます。

先ほどお渡ししました、主な改正点の3枚の資料のほうをまたごらんいただきたいと思います。まず、1番の24条関係、地方公共団体に対する寄附金の見直しということでございまして、これは大きなものとしまして、いわゆるふるさと納税制度、ふるさと寄附金制度の創

設ということでございます。この寄附金の中で大きく変わりましたのは、いわゆる所得控除方式から税額控除方式へ変わったということ、それから、それぞれ基本控除、特例控除、というような形で、いわゆる本人の意思に応じてその寄附金先、それから、それに基づく住民税の控除ができるというシステムに変わっておるところでございます。寄附金の限度額、これも従前 25%が 30%に拡大されたということでございまして、このふるさと納税制度、一番最後のページに、イメージ図ということでつけてございます。これは、給与収入 700 万円で夫婦 2 人のケースです。所得税率が 10%、住民税額として 29 万 3,500 円出るケースの場合で、この方が、いわゆる自分のふるさとに 40,000 円寄附した場合に、税額として寄附金控除対象となるのは 5,000 円を控除した 35,000 円。この 35,000 円は所得税の控除、それから住民税の税額控除という形で税額から控除されるという例を示したものでございます。

また戻っていただきまして、次が第 44 条の 2 項関係の改正でございます。これは、個人市民税の年金からの特別徴収ができるという制度を創設するというところで、実施時期については平成 21 年 10 月からということの改正部分でございます。これについては公的年金の受給者の納税の便宜、市町村における徴収の効率化を図る意味から今回この制度ができたということでございます。

その下の 20 条関係でございます。先ほど言いました住宅にかかわります固定資産税の減免措置。この期限の延長、それから次のページで省エネ改修を行った場合の固定資産税の減額措置の創設ということであらうございまして、このことであらうございまして。

それから最後になりますが、公益法人制度改革ということで、国の行革の柱でございます公益法人の改革、これに伴います税制上の関連する改革ということで、今回ここに改正部分として設けられました。公益法人としましてここにございましてこれが公益社団法人、それから公益財団法人、その下で一般社団法人、一般財団法人というふうに分離をして平成 20 年から 25 年度までの間に移行していくということで、その間の税の措置をうたったものでございます。

以上、税条例の改正ということで、説明をさせていただきました。

ここにございます内容で、証券税制等の関係等から、いわゆる 1 日も早いこの税条例の改正ということが求められておりましたので専決をさせていただいて、ここでご報告するということでございます。

よろしくご審議いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（堀江昭二君） 説明は終わりました。

これより質疑にはいります。質疑はありますか。

26 番、木村議員。

26 番（木村建一君） 26 番、木村です。

きょういただいたんです。一つ目質問します。

きょういただいて説明を受けて、で承認してくれというそういう基本姿勢について、菊地新市長の執行部側と議会の権限は当然違うんだけど、市民のためにということではそこは一致するわけですね。我々に対する権限がどう考えて、きょう臨時議会をやられるというのは、前々から予定に入ってたんだけど、きょう議案書が配付されて今説明を受けて、これで判断して承認してくれという、そういう姿勢についてちょっとお尋ねしたい。まず最初。

それから、全体としてわからないんです。極めて。きょうもらって見ても。一つだけお尋ねします。たくさんあってわからないものだらけなんだけど、説明の中で、30ページから31ページに、表が課税所得金額を有する場合においてということで、改正後ということで195万円以下の金額は100分の85等々とあるんですが、これはどういう意味なのかわからない。

それからもう一点は公的年金。いわゆる今までは、65歳以上の方は年金からそれなりの市民税等を払ったんだけど、今度は国が年金からも、その払う前にとりましょうということで理解してよろしいですか。

議長（堀江昭二君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 最初にご指摘ございました、議案をきょう提示されたということでございますけれども、正直申し上げて私は承知しておりませんが、基本的な考え方といたしまして、このような複雑で分量の多い少ないにかかわらず、なるべく前広に、皆さんにご検討いただけるような心構えで、今後はやらせていただきたいと考えております。

本件につきましては、大変恐縮なんですけれども事の一切を承知しておりませんので、そのような考え方についてはご理解を賜りたいと思っております。

条例案の細部詳細につきましては、総務部長の方から説明をさせます。

議長（堀江昭二君） 総務部長。

総務部長（平田秀人君） 2点ほどあったかと思えます。

まず、ふるさと納税にかかわる部分でございまして、お手元の先ほど言いましたイメージ図をごらんいただきたいと思えます。ここで、いわゆる住民税の税額控除につきまして、いわゆる最大で1割というような条件がございます。

もう一つ、住民税のいわゆる自分の所得に応じた税率、これによって、いわゆる計算式とありますが、基準額が変わってくるという部分がございます。

この新旧対照表のお手持ちのこの表の部分は、その部分をうたったものでございまして、このイメージ図の一番下側に、所得税の限界税率に応じて90%から50%で変動しますということで、このケースは80%ですよというふうにうたっております。これは、31ページの表の2番目の100分の80という部分に該当します。いわゆる所得として、この人は夫婦それから子供2人で、収入は700万円ございますが、所得として計算するには、この195万円から330万円の所得の中に入るという方だということでございます。

それからもう一点、公的年金からの特別徴収ということであります。現在、公的年金から

は所得税が引かれている状況であろうかと思えます。また、後期高齢者の関係もあとで出てまいります。従前、公的年金だけで、住民税がかからない方がほとんどの状況であろうかと思えます。伊豆市の場合をちょっとみてみませんが全国的には、これに該当するのは、2割程度のその他の所得があったり、そういう市民税等がかかってくる年金受給者についてで、これについては、老齢年金の基礎年金部分からあらかじめ市町村が連絡した徴収額を引き落とすことができるという制度をつくるというものでございます。

よろしいでしょうか。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 市長の議案に対する基本的な姿勢はわかりました。当選されて本当に日数が間もない中でのことに対する、当然、様々な忙しさがあったと思いますが、これを準備する前の段階、副市長及び総務部長がいらっしゃいます。当然、新市長にすべて責任を負えと思っていないです。そうすると、これを準備してきた、圧倒的にこういう条例が変わったなんとかということでは、副市長及び総務部長あたりなのかなと、こういう議案を用意するのは企画部長も入るのかな、ちょっとわかりませんが、その辺をどのようにお考えになったんですか。

私はきょうというのがわからない。きょうのきょう、提案して承認してくれという、準備期間それだけなかったのかどうか、何がどうしてきょうしかできなかったのか。その説明をお願いします。

議長（堀江昭二君） 副市長。

副市長（児島保次君） お答えいたします。

お答えになるかちょっとわかりませんが、毎年、木村さんとはそういう議論をなさっております。この専決については、今回、4月30日に国会が通ったということで準備がおくれたことも事実でございます。そのあたりが一番大きな原因ではないかと思っております。そういうことで、きょうということになったわけでございます。

そのあたりは今後反省する、事前に調査しながら議案をつくっていけるのかなということもありますが、事前につくれるかどうかという問題も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（堀江昭二君） 木村議員。

26番（木村建一君） 専決処分そのものを問題にしているわけではないんです。30日に専決されました。日程的にいろいろ、だから私は説明を求めている。私は別にけしからんとか質疑ですから何も言っていないんだけど。なぜこういうふうにならざるを得なかったのかということは繰り返しますけれども、承認願いたいというのは議会側の権限です。この専決処分にしても、でも、きょうのきょうこういうふうを受け取って、説明を受けて判

断して、ご承認願いたいということは、ちょっと私としては、もう少し前もって検討する機会を議会側に与えるということができなかったのか、なぜできなかったのか説明していただきたい。なぜきょうしかできなかったのか、その説明なんです。お願いします。

副市長（児島保次君） それではお答えいたします。

きょうしかできなかったということについては、もう少し後でもよかったのかなという反省もございしますが、事前に臨時会を含めて、きょう決めておったもんですから、国から県から来た資料が、4月30日以降に来たということでございまして、きょうということに対しては、申し訳ないなと思っております。

その期間をどのように置いたらいいのかというのが今後の課題ですし、また議員さんにもお願いして、日程をもう少し後にしたらいいのかなというように考えております。

議長（堀江昭二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号について議案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第50号は原案どおり承認することに決しました。

議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第11、議案第51号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第51号 平成20年度伊豆市老人保健特別会計補正予算（第1回）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度伊豆市老人保健特別会計の支払基金交付金及び、国庫負担金交付額が交付申請額を下回り、歳入に不足が生じる事態となりました。そのため、歳出に必要な資金を平成20年度伊豆市老人保健特別会計から補てんするために繰上げ充用するものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 資料につきましては63ページをお願いいたします。

平成19年度の伊豆市老人保健特別会計におきまして歳入に不足が生じますので、歳出に必要な資金を平成20年度老人特別会計予算より繰上げ充用し、不足額を補てんするため、補正予算を計上したものでございます。

まず、歳出の68ページ、2、1、1目の償還金48万7,000円でありますけども、平成20年度で精算の結果、審査支払事務費につきまして、平成19年度において返還金が発生するため、今回計上のとおり整理するものであります。

次に3、1、1目の前年度繰上げ充用金2,363万9,000円でございますけども、これは平成19年度老人保健特別会計において、支払基金交付金及び、国庫負担金の精算予定額を下回った概算払いによりまして、最終支払いとなる2月診療分の支出額に対し、収入額が不足することから、地方自治法施行令第116条の2に基づき、平成20年度予算より繰上げ充用を行うものでございます。

次に戻っていただきまして、66ページの歳入ですが、前年度繰上げ充用金の財源として20年度で精算交付となる1、1、1目の医療費交付金1,648万7,000円、それから2、1、1目、医療費負担金766万9,000円等を計上し、歳入歳出予算額を4億2,055万6,000円とする補正予算を行うものでございます。

以上よろしく願いいたします。

議長（堀江昭二君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条、第3項の規定によって委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 51 号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（堀江昭二君） 起立者全員。

よって、議案第 51 号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（堀江昭二君） 日程第 12、議案第 52 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第 52 号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に基づく、賦課限度額の改正及び後期高齢者医療保険への加入に伴う特定世帯に対する税額の規定等を追加するものでございます。

詳細につきましては、同様に市民環境部長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

議長（堀江昭二君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民環境部長。

〔市民環境部長 福室恵治君登壇〕

市民環境部長（福室恵治君） 今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、3月議会で承認をいただきました、後期高齢者医療制度の一連の医療制度改正に伴う改正のうち、4月30日に公布施行となりました、地方税法の改正に基づく賦課限度額の改正及び、後期高齢者医療保険への加入に伴う特定世帯に対する税額の規定等を追加、改正するものでございます。

資料につきましては75ページをお願いいたします。新旧対照表にて説明をさせていただきます。

第2条第2項及び第3項は今回の改正によりまして、賦課限度額について、基礎課税額を56万円から47万円に引き下げ、新たに後期高齢者支援金税額を12万円とするものでございます。

次に第5条関係においては、国民健康保険の被保険者に係る一般世帯の世帯別平等割額を特に、特定世帯につきましては5年間、2分の1の額とする改正でございます。

次に第 21 条各号については、国民健康保険税額の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減等の税額を規定したもので、それぞれ国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額を、特に特定世帯について 5 年間、2 分の 1 額とする改正でございます。

以上よろしく願います。

議長（堀江昭二君） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 9 分

再開 午前 10 時 14 分

議長（堀江昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（堀江昭二君） 杉山誠議員。

1 番（杉山 誠君） 特定世帯なんですけれども、2 人世帯と今説明を受けたんですけども、2 人世帯以外の方は対象にならないわけですか。といいますのは、後期高齢者に家族が移行しますと、残った世帯に対するこの国保税の額といいますか、率が今まで世帯割できていたものが 1 人減って、後期高齢者の方に 1 人徴収されるようになります。その他の 2 人世帯、例えば家族、親子で暮らしている場合、その世帯の平等割額が変わらないということになりますと、その一家としては負担増になるわけですので、その辺のところがよくわかりませんが、よろしく願います。

議長（堀江昭二君） 市民環境部長。

市民環境部長（福室恵治君） 今ご質問のあったとおりでございますので、そう解釈をお願いいたします。

それでもう一つ、軽減については 3 人世帯でもこの制度は引き継ぎますので、そういうご理解で結構だと思います。

よろしく願います。

議長（堀江昭二君） よろしいですか。

質疑を終わります。

お諮りします。

本案は会議規則第 37 条、第 3 項の規定によって委員会付託を省略することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（堀江昭二君） ご異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（堀江昭二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第 52 号について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（堀江昭二君） 起立者多数。

よって、議案第 52 号は原案のとおり可決することに決しました。

閉会宣告

議長（堀江昭二君） 以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたします。

これにて、平成 20 年第 2 回伊豆市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午前 10 時 16 分